

羅臼町森林整備計画

計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

羅 臼 町

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1 森林整備の現状と課題	5
2 森林整備の基本方針	6
3 森林施業の合理化に関する基本方針	10
II 森林の整備に関する事項	11
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	11
1 樹種別の立木の標準伐期齢	11
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
3 その他必要な事項	13
第2 造林に関する事項	14
1 人工造林に関する事項	14
2 天然更新に関する事項	16
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	18
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	19
5 その他必要な事項	19
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	20
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	20
2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他間伐及び保育の基準	22
4 その他必要な事項	22
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	24
3 その他必要な事項	24

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	26
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	26
5 その他必要な事項	27
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	27
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
4 その他必要な事項	27
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	28
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムに関する事項	28
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	29
3 作業路網の整備に関する事項	29
4 その他必要な事項	30
第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	30
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	30
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	30
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	30
4 その他必要な事項	31
Ⅲ 森林の保護に関する事項	32
第1 鳥獣害の防止に関する事項	32
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
2 その他必要な事項	32
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に 関する事項	33
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	33
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5 その他必要な事項	34

IV	森林の保健機能の増進に関する事項	35
1	保健機能森林の区域	35
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	35
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	35
4	その他必要な事項	35
V	その他森林の整備のために必要な事項	36
1	森林経営計画の作成に関する事項	36
2	生活環境の整備に関する事項	36
3	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	36
4	森林の総合利用の推進に関する事項	36
5	住民参加による森林の整備に関する事項	37
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	38
7	その他必要な事項	38

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

別表4 鳥獣害防止森林区域

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

羅臼町は、北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一帯は標高1,661mの羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接している。

海岸線からの標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と、海岸沿いの平地に集落が形成されている。

また、半島突端に向けては急峻な海岸線が多く、岬町地区が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も開通していないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはならない地理的状况にあるが、一方で知床国立公園に指定されている雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存している。

町域は、南北に約64km、東西に約8kmと半島に沿って細長く、中央部にまとまりのある市街地が形成されているほか、山地や丘陵地が海岸近くまで迫り、海岸線のわずかな平坦地に漁業集落の幹線道路があり、峯浜地区には町内唯一の酪農地帯が広がっている。

町の総面積は、39,787haであり、森林面積は37,943ha、町域の約95%が森林でその内の34,918ha、約90%が国有林で占められている。

町有林を含めた民有林面積は3,025haで、その内訳は公有林2,457ha、私有林568haとなっており、そのうちトドマツ及びアカエゾマツを主体とした人工林の面積は535ha、人口林率は約17%で全道平均より下回っている。

本町は木材の生産を目的とする林産業はなく、森林のほとんどは災害防止、水源かん養、保健文化、生活環境保全など、地域住民の生活に密着しており、森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから上記の地理的状况に位置する本町では、町内全域の森林整備及び保全について以下のような課題がある。

本町全域の森林は、前述したとおり90%が国有林であるとともに、「日本最後の秘境」と称される知床国立公園の指定や知床森林生態系保護地域への指定など、様々な制度により多様な生物が生息し、生態系が形成される原生的な自然環境が保全されてきたことから世界的にその価値が認められ、平成17年7月には「知床」が世界自然遺産に登録されるに至った。

今後更に森林生態系の保全等に努め、自然環境を破壊しないよう慎重な対応に配慮しながら、森林資源の有効活用を図るため、町民の憩いや保健・学習の場となる登山道・散策道等を整備するとともに、民有林においては広葉樹種の造林や育成天然林施業等を推進し、水源かん養など森林の公益的機能の活用・増進を図り、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがある地区については、山地災害防止機能の高い森林の整備を行う必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図るものとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壤保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図るものとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び推進します。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、生活快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する河畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林においては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進します。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の基本方針は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

・ 水源涵養林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

・ 山地災害防止林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 木材等生産機能

- ・ 材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵養機能

- ・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

- ・ 災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。

また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

③ 快適環境形成機能

- ・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

- ・ 生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

⑤ 木材等生産機能

- ・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

⑥ その他

ア 制限林（保安林）の効果を発揮させる整備を第一目標とし、保安林の整備・保全に努めるほか、山地災害防止機能を重視するため、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備と、治山施設の整備を進めることとする。また、広葉樹の造林や育成天然林施業を推進、又、樹下植栽により林層の改良等、あわせて町の基本財産造成のため、経済的效果を期待し、天然林伐採跡地、未立木地を拡大造林により、人工林に転換を図り、水源涵養^{かん}など森林の公益的機能を増進し、さらに保健・休養や自然学習など森林の節度ある多目的利用を推進する。

イ 風致景観等の効用を期待できる林分については、現況林分を効果的に改良実施し、稚幼樹の育成を促す。又、海岸沿線については、潮害に対応性のあるトドマツ・ハンノキ・エゾマツ等を中心とする森林施業を推進して、更新すべき樹種は適地、適木を原則とする。

ウ エゾシカの生育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分またはおそれのある林分について、適切な防除を早期に行うよう努めるものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等の割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うものとします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

エ 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。

オ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～40%を目安とします。

カ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、伐採率はおおむね40%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

ア 持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

イ 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図るものとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めるものとします。

ウ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。

エ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

オ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護版（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

カ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流域で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

キ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めるもの
とします。

ク 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとして
します。特に、クマゲラ、シマフクロウ、オジロワシ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等につ
いて、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採
の時期の調整を行うものとしてします。

ケ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として
作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を
使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、
集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、1の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法によ
り、人工造林をするものとしてします。

(1) 人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、
既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需要等
にも配慮し、次表により人工造林の対象樹種を選定するものとして定めます。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するもの
とし、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できる
ことから、積極的に広葉樹を選定するものとしてします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根
性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとしてします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘
案し、樹種を選定するものとしてします。

【人工造林の対象樹種】

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとする。

区分	樹種
針葉樹	エゾマツ（アカエゾマツを含む）、トドマツ、 カラマツ類、その他郷土樹種
広葉樹	カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、 カツラ、ヤチダモ、その他郷土樹種

* なお、その他郷土樹種及び定められた対象樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、
林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を決定するものとしてします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林の無立木地^{かん}にあつては、林地の安定化を図るため、植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 地拵^えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

(ウ) 植栽時期は、春、または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

区分	樹種	植栽時期の目安
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他の樹種	4月初旬～ 5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他の樹種	9月下旬～11月中旬

(エ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、疎仕立てを基本とします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

* なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うよう努めるものとします。

(オ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めるものとします。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が、30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は

区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」(平成 20 年 1 月 22 日付け森林第 1130 号森林計画課長通知)によるものとします。

(注 1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10m 以上になる樹種です。

(注 2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注 3) 「幼齡林」とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

(注 4) 「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。

【立木度の計算式】

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の立木の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 10$$

(注 5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注 6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

階 層 ^(注 1)		期待成立本数
上層	広葉樹・カラマツ	300 本 / h a
	カラマツ以外の その他の針葉樹	600 本 / h a
中層		3,300 本 / h a
下層		10,000 本 / h a

(注 1) : 階層の定義は以下のとおり。

上層 : 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）

中層 : 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層 : 中層木よりも樹冠面積が小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完成させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- a 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- b 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林
- c 水源涵養機能^{かん}の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

なお、別表の森林において、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間の期間内に人工造林を行う必要があります。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

別表3のとおり定める。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
第2の1(1)による
- イ 天然更新の場合
第2の2(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めます。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

階 層 (注1)		期待成立本数
上層	広葉樹・カラマツ	300本/h a
	カラマツ以外の その他の針葉樹	600本/h a
中層		3,300本/h a
下層		10,000本/h a

5 その他必要な事項

- ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- イ 伐採跡地等が放置されないようするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。
- ウ エゾシカによる食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 450本/ha	26	36	48	—	—	選木方法：定性及び定量
							間伐率（材積率）：20～33%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：10年
							標準伐期齢以上：12年
トドマツ	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 500本/ha	24	32	40	50	—	選木方法：定性及び定量
							間伐率（材積率）：20～33%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：8年
							標準伐期齢以上：一年
アカエゾマツ	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法：定性及び定量
							間伐率（材積率）：20～33%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：9年
							標準伐期齢以上：一年

(注1)「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁殖状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状

況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成するものとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策は、野生鳥獣による樹木への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うものとします。

①：下刈り1回刈 ②：下刈り2回刈 △：つる切り、除伐

樹種	年										
	植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカソマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年										
	植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカソマツ	春						△				
	秋							△			

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な間伐を推進するものとします。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- a 間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- b 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する事項

木材生産に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に枝打ちに関しては、生産目標及び生育状況に応じ適切な時期・高さにより行う。

また、保育コスト低減を図るため林地の状況に適した作業システム、高性能機械の導入や列状間伐を検討する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養^{ひん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{ひん}林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養^{ひん}機能の評価区分が高い森林など、水源涵養^{ひん}機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名称天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能及び文化機能および生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図るものとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るため森林施業を推進すべき森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

このうち、アの(ア)～(ウ)に掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林を定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、生活環境保全林の森林施業の方法については、水源涵養林または木材等生産林に準ずるものとし、

また、保健文化機能の維持増進を図るため森林施業を推進するべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致のすぐれた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種・広葉樹を育成する森林として森林整備を行うとして定めます。

それぞれの森林区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林における主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安として定めるものとします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、当町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、皆伐の1伐区当たりの伐採面積の更なる縮小に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様化ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用による河川・湖沼への土砂の流出に特に配慮するものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業の基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林は施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、標津町森林組合及びその他民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、本町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業共同化の促進に資するため、市町村、根室振興局等地域に密着した機関により森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業共同化重点地区の設定

該当なし

(2) 共同して森林経営計画を作成する際の留意事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- ① 共同して森林施業を実施使用とする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

なお、次の表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^(注1)	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^(注2)	20<15>以上 ^(注3)	20<15>以上 ^(注3)

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

【作業システムのモデル】

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)

	フェラーバンチャー	スキッタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ~30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、路線（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

該当なし

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への

周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

4 その他必要な事項

(1) 生活環境の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林、またはそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 4 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正するものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認するものとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、植栽樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当市（町村）と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ造林地においては野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施するものとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めるものとします。

ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・管理に努めます。

エ 知床世界自然遺産区域に隣接する森林については、自然遺産の原生的な自然景観に配慮し、適切な保護・管理を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則」によることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備や交通の安全等の確保に留意することとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市（町）森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

「森林」を含め世界自然遺産として登録されていることから、観光産業の将来を見据えながらエコツーリズム等を念頭にスムーズな展開を広げるべく、関係機関と検討・協議しながら推進していくこととします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の主要産業である漁業の低迷等から就業の場が限られたものとなっており、今後地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創設・確保を図ることが必要である。

また、本町は、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要がある。このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出と行政と地域住民さらには外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備、情報ネットワーク化流通の見直し等に積極的に取り組んでいくものとする。

また、森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進する。

(1) 生活環境施設の整備計画

該当なし。

(2) 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来	
	位 置	規 模	位 置	規 模
生活環境保全林	望郷台周辺	総面積 45.7ha 遊歩道 3.88 km 植 栽 13.5ha		
オートキャンプ場	幌萌地区	総面積 5ha 管理棟 1 棟 便 所 2 棟 炊事場 2 棟他		
生態系保全施設	幌萌地区	遊歩道 371m		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

羅臼町全町民による一人一本植樹運動を推進する。

また、町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、各学校へ植樹祭、森っ子クラブ等の活動を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組である「木育」を進めることとします。

その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場等を提供し、子どもの人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努めることとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会を確保するとともに町有林の活用や森林学習施設の整備など、青少年が自ら森林について学ぶことができるための環境の整備を図ることとします。

また、木のぬくもりや香りを体感し木の良さを認識してもらうため、学校施設や学童用机、遊具等における木材の利用を進めることとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林である。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととする。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

a 主伐の方法

ア 主伐できる立木は、羅臼町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 伐採方法は、次の3区分とする。

(ア) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）

(イ) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

(ウ) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

b 伐採の限度

ア 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

イ 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められている。

(ア) 水源涵養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施業地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20ha以下とする。

(イ) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。

(ウ) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘察し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。

ウ 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

エ 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

オ 初回の伐採率は指定施業要件に定められている率とする。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4）とする。

c 特 例

ア 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。

イ 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とする。

ウ 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

d 間伐の方法及び限度

ア 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

e 植栽の方法及び期間

ア 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

イ 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行う。

表1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持により支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。

第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によるものとする。
第 2 種 特別地域	(2) 道路などの公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除）は、原則として単木伐採法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 特に指定した風倒木については、保存及び保護に努めることとする。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha 以内とする。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表2のとおりとする。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	伐 採 方 法
その他の 制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次の該当する場合は皆伐を行うことができる。 ① 伐採面積が1ha 未満のもの ② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とする。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

治山事業による土砂流出・山腹崩壊等の災害を防ぎ、併せて施設周辺への植栽・植樹等を実施し、国土保全に努めるものとする。

(5) その他

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	6	8	796.81
	7	1、3、9~10、20~23	
	9	6~7、10	
	23	1~2、7~8	
	32	4~12、17、20、22、40~41	
	33	6、11、13~18、20、23~26、34~35	
	34	1、16	
	35	13~19	
	36	9、11~13、15~16	
	37	1~22、24~25	
	38	1~6、8~24、26~34、36、40	
	39	1~7	
	40	1~3、6	
	41	1、3~9	
	山地災害防止林	17	
18		1~26、31~33	
19		1~17	
20		1~29、31、33~36	
21		1~6、8~11	
22		1~14	
23		3~6	
24		1~13	
25		1~25	
26		1~28	
27		1~15、18~27、30~38	
28		1~21	
29		1~31、35~36	
30		1~6	
31		1~7、9~22、26~30	
32		14、25、30~33	
33		3~4、9、22、29~31	
34		12~13、15、21~25、28~31	
35		1、6~7、9、20~21、23、26~28、30~31、33~35	
36		2~8、10、17~19、23~24	
38	25		
42	13		
43	13		

生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能等 維持林	1	1~9、11~22	1148.36
	2	1~8	
	3	1~17	
	4	1~6	
	5	1~16	
	6	1~7、9~13	
	7	2、4~8、11~19	
	8	1~24	
	9	1~5、8~9、11~12	
	10	1~2、4~12	
	11	1~20	
	12	1~16	
	13	1~13	
	14	1~15	
	15	1~20	
	16	1~24	
保健・文化機能等 維持林	17	1、3、7、12~13、19~20、22、25~26、28、30~31、35、42、46~49	
	31	8	
	32	1~3、13、15~16、18~19、21、23~24、26~29、34~39	
	33	1~2、5、7~8、10、12、19、21、27~28、32~33	
	34	2~11、14、17~20、27	
	35	3~5、11~12、22、24~25、29、36~40	
	37	23	
	40	4~5	
	41	2	
木材等生産林		該当なし	

2 上乗せのゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	6	8	131.48
	7	1、3、9~10、20~23	
	9	6~7、10	
	33	6、20、23~24	
生物多様性ゾーン			1005.97
水辺林タイプ	31	8	74.04
	32	1、2の一部、34の一部、35の一部、36の一部、37~38、39の一部	
	40	4の一部、5の一部	
	41	2の一部	
保護地域タイプ	1	1~9、11~22	931.93
	2	1~8	

保護地域タイプ	3	1~17
	4	1~6
	5	1~16
	6	1~7、9~13
	7	2、4~8、11~19
	8	1~24
	9	1~5、8~9、11~12
	10	1~2、4~12
	11	1~20
	12	1~16
	13	1~13
	14	1~15
	15	1~20
	16	1~24
	17	1、3、7、12~13、19~20、22、25~26、28、30~31、35、42、46~49

【道有林】
該当なし

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)				
		林班	小班						
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	68		796.81	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下				
		7	1、3、9~10、20~23						
		9	6~7、10						
		23	1~2、7~8						
		32	4~12、17、20、22、40~41						
		33	6、11、13~18、20、23~26、34~35						
		34	1、16						
		35	13~19						
		36	9、11~13、15~16						
		37	1~22、24~25						
		38	1~6、8~24、26~34、36、40						
		39	1~7						
		40	1~3、6						
		41	1、3~9						
		42	1~8、10~12、14~18						
		43	1~12、14						
			伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)			68		131.48	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
7	1、3、9~10、20~23								
9	6~7、10								
33	6、20、23~24								
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)		該当なし	—	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下				
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)			1	1~9、11~22	2226.47	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
						2	1~8		
						3	1~17		
						4	1~6		
						5	1~16		
						6	1~7、9~13		
						7	2、4~8、11~19		
						8	1~24		
						9	1~5、8~9、11~12		
						10	1~2、4~12		
						11	1~20		
						12	1~16		
						13	1~13		
						14	1~15		
15	1~20								

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	16	1~24	2226.47	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			17	1~5、7、11~20、 22、25~26、28~33、35~43、 46~49		
			18	1~26、31~33		
			19	1~17		
			20	1~29、31、33 ~36		
			21	1~6、8~11		
			22	1~14		
			23	3~6		
			24	1~13		
			25	1~25		
			26	1~28		
			27	1~15、18~27、 30~38、		
			28	1~21		
			29	1~31、35~36		
			30	1~6		
			31	1~22、26~30		
			32	1~3、13~16、 18~19、21、23~39		
			33	1~5、7~10、12、19、21~22、 27~33、		
			34	2~15、17~25 27~31		
			35	1、3~7、9、11 ~12、20~31		
			36	2~8、10、17~ 19、23~24		
			37	23		
			38	25		
			40	4~5		
41	2					
42	13					
43	13					
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし	—	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

【道有林】
該当なし

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
木材等生産林		該当なし	—
水資源保全ゾーン	33	23~24	

別表4 鳥獣害防止森林区域 (別紙位置図)

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班		
エゾシカ	3~9		525.48